

意見の概要	回答
罰則規定の在り方、条例の実効性、ヘイトスピーチに関する条例について	
罰則規定を設けるべき(名前の公表・罰金など)	本市が検討しているインターネット上の人権侵害に関する条例について、罰金などの罰則規定を設けるべきとのご意見を多数いただいております。インターネット上の表現に対する規制については、国においても様々な議論が行われているところであり、表現の自由との関係をはじめ、対象となる行為の可罰性や認定の在り方、条例制定の趣旨との整合性など、慎重かつ十分な検討を要する課題であると認識しております。なお、ヘイトスピーチ等に対して罰則を伴う条例を制定している自治体においても、街頭での演説などに対する罰則規定は設けられているものの、インターネット上の投稿については、発信者の特定が容易でないことなどから、慎重な対応が取られております。
実効性のある条例にすべき(差別の認定、罰則以外の具体的な対策等を含む)	本市には、街頭におけるヘイト行為を含む、あらゆる人権課題に対する基本的な考え方を示した「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」が既にあり、個別の人権課題ごとに条例を制定するのではなく、総合的かつ計画的に人権施策を推進していくことを基本としております。また、差別的言動の認定には専門的な知見が不可欠であり、判断基準の整理や、警察等の関係機関を含めた体制整備には相当の時間を要することから、運用面での課題も大きいと認識しております。
ヘイトスピーチや差別、人権侵害は表現の自由にあたらぬのでは	一方で、インターネットは、容易性、匿名性、拡散性や永続性といった特性を有しており、差別や偏見を拡大・深刻化させる媒体としての側面があります。そのため、「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」の理念を補完する観点から本条例の制定をめざしております。まずは本条例に基づき、インターネットリテラシーの向上や人権教育・人権啓発、相談支援の充実や、関係機関との連携といった取り組みを着実に進めることが、実効性のある対応であると考えております。
条例によって守られるべきものを明確にしてほしい	一方で、インターネットは、容易性、匿名性、拡散性や永続性といった特性を有しており、差別や偏見を拡大・深刻化させる媒体としての側面があります。そのため、「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」の理念を補完する観点から本条例の制定をめざしております。まずは本条例に基づき、インターネットリテラシーの向上や人権教育・人権啓発、相談支援の充実や、関係機関との連携といった取り組みを着実に進めることが、実効性のある対応であると考えております。
インターネット以外での差別行為を禁止する条例が必要である	一方で、インターネットは、容易性、匿名性、拡散性や永続性といった特性を有しており、差別や偏見を拡大・深刻化させる媒体としての側面があります。そのため、「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」の理念を補完する観点から本条例の制定をめざしております。まずは本条例に基づき、インターネットリテラシーの向上や人権教育・人権啓発、相談支援の充実や、関係機関との連携といった取り組みを着実に進めることが、実効性のある対応であると考えております。
インターネット以外での差別行為にも規制を設けてほしい	一方で、インターネットは、容易性、匿名性、拡散性や永続性といった特性を有しており、差別や偏見を拡大・深刻化させる媒体としての側面があります。そのため、「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」の理念を補完する観点から本条例の制定をめざしております。まずは本条例に基づき、インターネットリテラシーの向上や人権教育・人権啓発、相談支援の充実や、関係機関との連携といった取り組みを着実に進めることが、実効性のある対応であると考えております。
条例の対象・定義・構成について	
差別の定義を書いてほしい	差別的言動の定義につきましては、本条例において明記する方向で検討を進めております。
誹謗中傷等という表現が適切か	条文の構成や表現方法についても、関係法令等を参照しながら、条例としての正確性と分かりやすさの両立を図る観点から検討してまいります。
被害と加害を同列に書くことを避けたい	また、本条例における「市民」には、市内に居住する方のみならず、市内に通勤・通学する方も含めて定義していることから、市議会議員、市職員、教職員等についても本条例の対象となるものと考えております。このことは、公的な立場にあるものがインターネット上の人権侵害の被害を受けることを防止するとともに、決して加害者となることのないよう、それぞれの立場に応じて自らの行動に責任を持つことが重要であるという考え方に基づくものです。
わかりやすい条例にしてほしい	また、本条例における「市民」には、市内に居住する方のみならず、市内に通勤・通学する方も含めて定義していることから、市議会議員、市職員、教職員等についても本条例の対象となるものと考えております。このことは、公的な立場にあるものがインターネット上の人権侵害の被害を受けることを防止するとともに、決して加害者となることのないよう、それぞれの立場に応じて自らの行動に責任を持つことが重要であるという考え方に基づくものです。
公人による責務を課してほしい	また、本条例における「市民」には、市内に居住する方のみならず、市内に通勤・通学する方も含めて定義していることから、市議会議員、市職員、教職員等についても本条例の対象となるものと考えております。このことは、公的な立場にあるものがインターネット上の人権侵害の被害を受けることを防止するとともに、決して加害者となることのないよう、それぞれの立場に応じて自らの行動に責任を持つことが重要であるという考え方に基づくものです。
国際人権の観点から条例の中身を見直し、検討してほしい	あわせて、市としては、こうした考え方を具体的な行動につなげていくため、インターネットリテラシーの向上に関する啓発や研修等の取り組みを積極的に進めていく必要があると認識しております。
法務省が定めるガイドラインやいわゆるヘイトスピーチ解消法に基づいた条文策定をしてほしい	あわせて、市としては、こうした考え方を具体的な行動につなげていくため、インターネットリテラシーの向上に関する啓発や研修等の取り組みを積極的に進めていく必要があると認識しております。
市の責務があまりにも短くまとめられており市の当事者としての責任感が感じられない	条例の趣旨や内容が市民のみなさまに適切に伝わるよう、リーフレットの作成等、周知方法の工夫についても検討してまいります。
差別や誹謗中傷は行為者側の問題であると明確にしてほしい	条例の趣旨や内容が市民のみなさまに適切に伝わるよう、リーフレットの作成等、周知方法の工夫についても検討してまいります。
条例が定める趣旨や施策等の広報をしてほしい	条例の趣旨や内容が市民のみなさまに適切に伝わるよう、リーフレットの作成等、周知方法の工夫についても検討してまいります。

相談支援・救済・運用体制について	
相談支援の内容を充実させてほしい	<p>相談支援の実施にあたっては、既存の相談窓口を活用し、市民のみなさまが安心して相談できる環境づくりに努め、相談者の状況や困りごとを丁寧に把握した上で、適切な相談窓口や関係機関につなぐなどの必要な支援を行ってまいります。</p> <p>その上で、相談支援を通じて寄せられた内容の整理や傾向の把握に努めるとともに、関係部署との協議を継続し、審議会など専門的知見の活用も含めた、今後の体制のあり方について検討してまいります。</p> <p>また、被害を受けた際の相談先や対応の流れ等について、市民のみなさまに分かりやすい情報提供にも引き続き努めてまいります。</p>
相談窓口の一本化を検討してほしい	
削除要請・通報窓口について	
差別に対応できる機関としての審議会の設置をしてほしい	

人権啓発・人権教育について	
人権教育を充実させてほしい	<p>人権教育及び人権啓発につきましては、本条例の趣旨を踏まえ、積極的に取り組んでまいります。インターネット利用の低年齢化に伴い、インターネットリテラシーに関する人権教育の重要性は一層高まっております。本市における子どもの人権教育については、これまで同様教育委員会が中心となり、市長部局と連携しながら、市として一体的に取り組むことが重要であると考えております。</p>
教育委員会による相談窓口を明確にしてほしい	

条例の見直しや必要性について	
見直し規定を設けるべき	<p>本条例につきましては、社会状況やインターネット環境の変化を踏まえ、見直しに関する規定を設ける方向で検討を進めております。</p> <p>一方で、「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」の改正につきましては、表現の自由との関係や、差別に該当するかの判断主体・判断基準の整理、さらには実効性の担保といった課題があり、慎重な検討が必要であると認識しております。</p> <p>まずは「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」に基づく取組を着実に進め、その運用状況や社会的動向を踏まえながら、必要な検討を行ってまいります。なお今後においても、一切見直しを行わないという趣旨ではなく、市民のみなさまや審議会、関係機関からのご意見も参考にしながら、引き続き人権施策の充実にも努めてまいります。</p>
まちづくり条例の改正を検討してほしい	
条例を作ることに賛成（理念的賛同）	